

第3節 施設分科委員会覚書（5.15メモ）

1 5.15メモとは

昭和47年5月15日、日米合同委員会が開催され、日米両国は沖縄県における米軍基地の使用について合意した。5月15日に行われたことから、この合意は一般に5.15メモと呼ばれている。

なお、この合意は、日米地位協定第2条に基づくものである。

日米地位協定第2条第1項

合衆国は、日米安全保障条約第6条の規定に基づき日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第25条に定める合同委員会を通じて日米両政府が協定を締結しなければならない。

日米合同委員会の合意議事録は秘密事項とされ、公にされなかったが、施設名・面積等の一部事項については、昭和47年6月15日に防衛施設庁告示として公表された。また、昭和53年に県内22施設、本土在6施設について使用条件等が公表された。

しかし、これまでの公表では、合意がどのような内容を含んでいるのか、その使用の全容を知ることが不可能であり、また、全施設について使用条件が公表されていないことから、基地使用の実態を把握することは困難であった。

また、基地の運用は、県民生活、特に基地周辺における地域住民の生活に大きく係わる問題であり、基地使用の実態を把握し、県民生活の安全を確保するためには5.15メモの公表が必要であることから、県は、これまでその全部の公表を日米両政府に要請してきたところである。

その結果、平成9年3月25日、5.15メモの全文が公表された。

2 5.15メモ公表に関する経過

(1) 使用条件の一部公表にいたる経過

昭和47年5月15日 日本復帰。

日米合同委員会において沖縄の米軍基地の使用について合意(5.15メモ)

昭和47年6月15日 日米合同委員会の合意事項は秘密事項であるとして公表されなかったが、その一部について、合同委員会の合意に基づき、防衛施設庁告示第12号として告示。(告示内容は次の表のとおり)

表：防衛施設庁告示第12号内容

区 分	告 示 内 容
1. 陸上施設	施設番号、施設名、所在地、所有関係、種類 面積、使用目的
2. 訓練区域(水域)	区域、用途、制限
3. 訓練区域(空域)	範囲(区域と高度制限)、用途、使用時間
4. 陸上施設の共同使用	施設番号、施設名、共同使用

「種類」には、施設の土地・水域・空域を区分して明示

昭和48年3月30日 初の県道104号線越え実弾砲撃演習が実施される。

県道封鎖について、県や地元市町村が国、米軍に抗議したところ、「同県道は、提供施設内であり、本来米軍が常時使用してもいいが、復帰時の日米合同委員会の合意によって、米軍の活動を妨げない限り一般住民

の使用が認められている」という説明が非公式になされた。

ここではじめて5.15メモの存在が明らかになり、内容が問題視され、公表の必要性が指摘された。しかし、合同委員会の合意は秘密事項であることを理由に公表されなかった。

昭和52年7月2日 キャンプ・シュワブ内のハリアーパッドを使用して、ハリアー機による垂直離着陸訓練が開始された。これに対し名護市が「防衛施設庁告示によるとキャンプ・シュワブに空域は設定されていない。さらに、使用目的に照らしても空域を使用する訓練は疑問である」と指摘したのに対し、米軍は、キャンプ・シュワブについては、5.15メモの中で「使用条件」として空域の使用が認められていることを明らかにした。

使用条件が明らかにされないのは県民無視であり、公表すべきであるとの声が県民の間で高まり、県も国に対して公表を求める要請を行った。同問題については、国会でも審議された。

昭和53年5月 防衛施設庁は、沖縄県内の22施設の施設並びに本土所在の6施設について、施設の提供にかかる合同委員会の合意中、国民の生活に関連がある使用条件等の概要について公表。（注意：5.15メモそのものの公表ではない）

(2) 使用条件一部公表後の動き

昭和57年6月 国に対し公表を要請
昭和60年5月30日 第1回目の知事訪米において、5.15メモの公表を米国政府に要請
～ 6月20日
昭和60年7月 5.15メモの公表を日本政府に対し要請

(3) 最近の動向（全文公表までの経過）

平成7年11月4日 日米両政府に対し、日米地位協定の見直し要請の1項目として、5.15メモを含む日米合同委員会合意事項を速やかに公表するよう要請。
平成8年12月2日 「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の最終報告において「日米合同委員会合意を一層公表することを追求する」ことが日米間で合意された。
平成9年2月17日 平成9年2月10日に明らかになった鳥島射撃場における劣化ウラン弾使用事件に関連し、橋本総理大臣と大田知事との会談及び「沖縄米軍基地問題協議会」の幹事会の場で、県は、昭和47年5月15日の日米合同委員会で合意された在沖米軍基地に関する合意、いわゆる「5.15メモ」を公表するよう、国に要望した。
平成9年3月25日 橋本総理大臣と大田知事との会談の場において、昭和47年5月15日合同委員会関係文書のうち、
・1972年5月15日の合同委員会合議事録
・1972年5月15日の沖縄の施設・区域に関する合同委員会覚書
・施設分科委員会覚書
・添付の施設・区域の図面等
・引用の「陸上訓練場への立入り、責任、警戒通告」に関する合同委員

会合意の文書等が公表された。

このうち「施設分科委員会覚書」がいわゆる5・15メモである。また、昭和47年5月15日合同委員会関係文書のうち公表されていないものについても、数か月以内の公表に向けて米側と調整中であるとの説明があった。

平成9年7月25日 その公表されていなかった残りの文書10件が、外務省から公表された。公表された文書は次のとおり。

- ・1972年5月15日の電気通信・電波に関する合意第2章附属A、B、C及びDへの追加文書に関する周波数分科委員会覚書
- ・沖縄に所在する在日米軍通信施設・区域における電波障害に関する合同委員会覚書
- ・沖縄の米軍軍事通信システムの無線回線の無線伝搬妨害に関する合同委員会覚書
- ・税関審査に関する合意の修正に関する出入国分科委員会覚書
- ・国際連合の軍隊による在沖縄合衆国施設・区域の使用に関する日本側提出覚書
- ・日本における軍事銀行業務施設のリストの修正に関する米側提出覚書
- ・第三国の国籍を有する合衆国軍隊雇用者のリストの改正に関する米側提出覚書
- ・国際連合の軍隊による在沖縄合衆国施設・区域の使用に関する米側提出覚書
- ・「在日合衆国軍隊の第15条諸機関によって使用される現地国籍を有する職員の日本国政府による雇用に關する補足的労務合意及び財政取極」の改定第107号
- ・1972年5月15日の沖縄航空管制合意に関する民間航空分科委員会覚書

豆 知 識

キャンプ・フォスター、キャンプ・バトラーってどこ？

米軍人等からよく聞く名前ですが、日米両政府間で合意された正式な施設名等ではなく、過去の経緯から米軍が独自で使用しているものです。

米軍は「キャンプ瑞慶覧」を「キャンプ・フォスター」、「沖縄に駐留する海兵隊基地すべてを含む軍組織」を「キャンプ・バトラー」と呼び（従って、海兵隊の基地名ではありません。）、その司令部は「キャンプ・フォスター」内にあります（キャンプ・バトラーには、本土にある演習場の「キャンプ富士」も含まれています）。

また、「キャンプ瑞慶覧」はいくつかの地区に分けられており、その中に「フォスター地区」、「バトラー地区」と呼ばれている地区があります（第7章「基地の概要」の「キャンプ瑞慶覧」の項参照）。

その他、キャンプ・キンザーと呼ばれている施設は正式には「牧港補給地区」であり、キャンプ・レスターと呼ばれている施設は正式には「キャンプ桑江」のことです。